

3. 森林利用を進めるための仕組みづくり

須藤 章¹⁾

System for Promoting to Use Forest Resource

Akira Sudo

要 約

森林利用を進めるには、公的資金だけでなく、ひろく民間資本を利活用するスキームが必要である。民間資金を必要とするセクターは、「里山での新規起業」「環境に貢献する地域企業」「非営利事業」などが想定される。

(1) 環境貢献活動に携わる非営利事業

都市部の環境 NPO と丹沢大山再生との関係については地域再生調査チームで調査されているが、それによれば NPO 等の市民グループは年々設立が増加する一方で、資金難から解散する数も増加している。概況として、まず NPO の数が増えても助成団体（財団等）の支援枠は増えていない。むしろ低金利政策のために財団自体の運営が厳しくなっている。第二に、環境関連の NPO は、コアになる収益事業が作りにくい。第三に、収益事業を開始するにも、そのための資金を調達する場が限られている。一般の金融機関からは融資が受けられず、中小企業向けの助成金の多くは、NPO を対象外としているなどの理由があり、NPO を設立したものの、数年のうちに解散するケースも少なくない。

県や自治体による市民活動への支援メニューもあるが、市民の立場から公共をチェックするという NPO 本来の側面を考えると、公的資金に過度に依存することは好ましくない。

よって、活動の環境貢献度が公正に評価され、自立につながる収益事業のために、民間の資金が調達されるスキームが必要である。

(2) 環境貢献に取り組む地域の中小企業

地域再生調査チームの報告によると、丹沢地域で林業・製材業などに取り組む在来企業は家族経営に近い零細企業が多く、経営体力の不足で苦心している。たとえば協力協約制度による水源林整備の受託も、発注者である県からの支払いが年末前後であるため、4 月から年末までの運転資金が許す範囲でしか水源林整備を受注できないとの報告がある。

これら中小企業が金融機関から運転資金の融資を受けるには動産等の物件もしくは連帯保証人などの担保を求められるものであり、まして市場（投資家）から資金を調達する制度は整備されていない。

上場企業の環境貢献には「エコファンド」等、市場が評価する仕組みができつつあるが、中小企業もまた、事業の環境貢献度が経営実績の一要素として公正に評価され、それが資金調達の一助となるスキームが必要である。

以上の資金需要セクターごとに民間投資のスキームを提案する。

(3) 里山起業向けスキーム

これは、里山での起業支援のための人・資金・情報が直接出会うプラットフォームである。

ここでの起業には NPO 等、非営利団体による収益事業も含まれる。

まず、丹沢大山再生委員会が「なりわい創生のプラットフォーム（以下プラットフォーム）」を開設する。ここで起業志願者・投資家・地域情報（ニーズ）を公募・集約し、互いが直接に出会う場をコーディネートする。ただし公募に先立って、丹沢大山自然再生基本構想を踏まえて、公募の趣旨、理念、公募ガイドラインを明確に定めて周知を図る。

つぎに、プラットフォームは、地域再生という公的ミッションを遂行する場として、それ自体の設立と運営は公的資金によるものとする。プラットフォームの位置づけについては、丹沢再生委員会における「資金・財政委員会」の一部とするか、あるいは独自のものとするかは、今後の検討に諮る。

このプラットフォームは、起業に必要な丹沢各地の情報を常にアップデートし、e-Tanzawa 等の情報メディアで公開する。その主なコンテンツは、

- ① 丹沢の地域資源の現況：利用可能な自然資源の賦存量、遊休用地や利用可能な施設、その他、利活用が求められる地域資源、技能を持った地域の人財プロフィール
- ② 丹沢各地のニーズ：各地域で直面している具体的な問題（ニーズ）
- ③ 自然風土の局地的な特性
- ④ 丹沢周辺自治体や商工・観光セクターの支援メニュー・独自の制度
- ⑤ 丹沢大山総合調査で提起されている再生事業の素案・素材等である。

つぎに、起業家から提案された起業案件について、プラットフォームでその適正を審議・検討する。これは経営面の事業可能性だけでなく、丹沢大山自然再生基本構想と照合されるもので、審議は市民と行政の協働による公正・透明なものとする。

審議を通過した企業案件の提案者は、次の段階として、事業の共同参加者、投資家、あるいは土地提供者・共同研究機関などを公募する。ここで大事な点は、すべての利害関係者が最終的に一同に会することで、互いに顔が見える関係を持つ点である。

事業リスクについては、関係者のコミットメントに応じて適切なレベルで、有限でシェアされる。投資額については一口が十万円単位の、個人が参入しやすい金額を設定する。顔の見える関係を構築する点から、事業あたりの投資規模

1) NPO 法人緑のダム北相模

は1億円未満を主に想定する。事業の配当については金銭的なものだけでなく、環境への貢献も公的配当として評価される。以上の流れによって「水源と都市部がひとつの流域経済圏となって協働する」というかながわ型の地域再生モデルをつくる。

(4) NPO・市民グループ向けスキーム

公益信託「丹沢大山再生基金（仮称）」の設立である。

環境貢献型のNPOもしくはそれに準ずる市民団体を対象として、個人ならびに企業が寄附する公益信託を設立する。対象となるNPOの活動地域を丹沢周辺に限定するか、県下に広く求めるかは今後の検討による。

信託の設立は丹沢大山再生委員会が母体となり、募金のよびかけは官民共同のキャンペーンを行なう。一般に、公益信託や財団法人の設立にあたっては、核となる基金がある場合が多いが、今回のケースで公益法人を設定するとすれば、その核をどうするかは、検討課題である。

信託の設定手続ならびに信託業務は信託銀行が受託者となる。それ以外の専任職員は不要である。受益者を選考する運営委員会のメンバーは丹沢大山再生委員会および学識経験者・県民代表による公正なものとする。

県下には数多くの市民が丹沢の環境保全に関わって活動しており、それらの情報を寄付者として企業や個人が把握・評価することは一般には困難であるため、上記の運営委員会を通じて、一定の基準をクリアした団体に公正かつ適正な規模で寄附をチャンネルする。現在、NPOへの直接寄附には殆どの場合税控除が適用されないが、公益法人への寄付については一定の範囲で税金控除が受けられる特徴もある。

同様の趣旨で設立された公益信託の実例については、最後に参考資料として添付した。

(5) 環境貢献型の中小企業向けスキーム

丹沢大山再生ファンド（コミュニティファンド）の設立である。

環境貢献型の中小企業・森林関連の企業への資金調達

を目的とした投資信託としてコミュニティファンドを設立、運営する。

前述の「丹沢大山再生基金（公益信託）」に寄附をする企業や、丹沢周辺地域で独自に環境貢献事業に取り組む中小企業の債権を束ねた「丹沢大山再生ファンド（仮称）」を設立する。技術的な側面として、中小企業の債券が多いとファンド自体のデフォルトリスクも高くなる。そこで、県下でCSRに積極的に取り組む上場企業の株式も組み入れた社会的投資（SRI）ファンドとする。あるいは金融機関の提携のもとに、既存のSRIファンドを組み合わせたファンド・オブ・ファンズとする。いずれにしても、ポートフォリオの構成については、ファンド設立の趣旨を踏まえながら慎重に検討する必要がある。

ファンドの設立は、一般的には民間ベースで行われるものであるが、前述の東京都における中小企業の債券市場が行政主導で設立されたように、21世紀型の地域産業の育成という意味で行政との協働が必要である。神奈川県にあっては、新規事業とりわけハイテク産業のインキュベーションには全国トップクラスの実績があるが、環境事業もまた神奈川県の新産業支援に位置づけることを検討したい。

とりわけ社会的責任投資の趣旨を県民に広めるための一般向け説明会や、欧米でのコミュニティファイナンスの先進事例の勉強会、各企業の環境貢献内容を紹介する資料作成等も、産業育成の基本作業として行政と民間の協働で行なわれるべきと思われる。

ファンドの運用については証券会社が運営することが一般であるが、証券会社のコメントでは、一般にファンドの運用には10億円相当の基金がないと運用コストを割るとのことである。その点ではむしろ、地域の民間主体による独自のファンド運用会社を低コストで自立運用するスキームも考えたい。その際に必要な金融関係の人材を前述のプラットフォームで募ることも可能であろう。いずれのスキームにしても、丹沢再生委員会が運用アドバイザーとして協働する。個人投資家に加え、年金基金や保険会社、地域の金融機関など、主に県下の機関投資家にも投資を呼びかける。

附表 1. 既設の公益信託について

<p>実例その 1：地域の市民活動に寄附対象を絞ったもの 「公益信託うつくしま基金」 設立趣旨 福島県内の NPO 活動の広く活発な展開および、県民参画による地域づくりを目的として、平成 15 年 4 月福島県の「うつくしま未来博成果継承基金」により設立。 委託者 福島県 受託者 三菱信託銀行（信託代理店：東邦銀行） 受益者 ボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する自主的な社会貢献活動及び独自に、又は関係する機関と連携して取り組む地域づくり活動に対して資金援助することにより、このような活動を行う団体、グループ及び個人。 信託財産 1,200,460,004 円 助成内容 助成対象は、NPO 団体等の活動経費を想定するが、詳細は市民の代表、学識経験者等の第三者による運営委員会で決定される。助成団体は公募により選定し、毎年度総額 7,500 万円程度を助成。</p> <p>実例その 2：内容を特定分野に限定したもの 「公益信託サントリー世界愛鳥基金」 1990 年設立 受託者 中央三井信託銀行 受益者 1) 都道府県の鳥獣保護担当部署または環境省自然保護事務所より推薦を受ける程度の活動が期待できる団体 2) 地域に根ざした鳥類保護のグループ活動に対する助成 助成内容 1) の団体へは、数件に対して総額 1000 万円 2) の団体へは 1 件 20 万円</p>
--

(財団法人と公益法人の比較)

神奈川県には「財団法人かながわトラスとみどり財団」があり、県内のナショナルトラスト運動や緑化活動などを行なっている。このような財団法人の新設もスキームのひとつとして考えられるが、既存の財団法人にあつては、金利収入の低下による事業規模の縮小が全国的な傾向であり、事業の継続が不可能なケースも出てきている。

公益信託は、事務所や人件費等の経費が不要であること、あるいは信託財産を取り崩しながら事業を継続できることから、財団法人を解散して同じ趣旨の事業を行う公益信託として再出発するケースもある。上記の理由から、公益事業スキームの新設にあつては、財団法人よりも公益信託の設定が望ましいと思われる。